

令和3年10月21日
NPO法人風の音
理事長 根本雅子

NPO法人風の音職員の皆様

新型コロナウイルス感染症の発生に係る特殊勤務手当、
見舞金および慰労金の支給について（通知）

いつも法人の事業運営にご協力いただきありがとうございます。

8月に立て続けに発生しましたコロナ感染者発生に際しては、グループホームの隔離、日中事業所の一時閉鎖と、皆様に大変なご苦勞をおかけしました。

この度、コロナ陽性の利用者支援に携われた職員に、またご協力いただいた全職員を対象に、特殊勤務手当（職員給与規程による）および慰労金（慶弔見舞金規程による）を支給することといたしました。なお、コロナ感染者については見舞金のみの支給となります。

関連する規程類の整備が整いましたので、10月給与にて支給いたします。

記

特殊勤務手当支給対象者 下記職員給与規程の附則参照
コロナ見舞金支給対象者 下記慶弔見舞金規程の附則（特例措置）参照
コロナ慰労金支給対象者 下記慶弔見舞金規程の附則（特例措置）参照
8月1日～31日に勤務した職員

【参考】

(210927)

職員給与規程の附則として、令和3年9月27日付けで下記を追加し、即日施行する。

（特殊勤務手当）

第13条3項（調整手当）及び第40条（委任規定）の規定により、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る危険手当としての性格を持つ「特殊勤務手当」について、“調整手当”として“理事長がR3年8月1日からの特別措置”として定める。（勤務形態によらずに一律支給）

名称	支給条件	金額（課税）
特殊勤務手当(1)	コロナ陽性の利用者等（※）に個人防護服を着て対応したとき（直接身体に接触、長時間）	日額4,000円
特殊勤務手当(2)	コロナ陽性の利用者等（※）に個人防護服を着て対応したとき	日額3,000円
特殊勤務手当(3)	コロナ陽性者以外の利用者同一施設内で支援を継続したとき	日額2,000円

※保健所から濃厚接触者と判定された利用者又はPCR検査・抗原検査でコロナ陽性と判明した利用者で、陰性判定まで又は感染から10日間以内

附則（特例措置）（コロナ見舞金及び慰労金） 210927(30)稟議案 211015 決裁

第 14 条、第 15 条、第 17 条の定めにより新型コロナウイルス感染症に係る傷病見舞金及び慰労金（一時金）を雇用形態によらず令和 3 年 8 月 1 日より特例措置として支給する。

名称	支給条件	金額（非課税）
業務上新型コロナウイルス感染症見舞金 （第 14 条の業務上傷病見舞金の特例）	新型コロナウイルスに感染し、7 日以上休業した場合で、感染源が業務上であると労災認定された場合、又は業務上の恐れが高いと法人が判断した場合 なお、慰労金との重複支給はしない	30,000 円 その傷病の程度と事情により法人が認めた場合は増額することがある。 （後遺症も考慮する）
私傷病新型コロナウイルス感染症見舞金 （第 15 条の私傷病見舞金の特例）	新型コロナウイルスに感染し、10/30 日以上休業した場合で、感染源が業務上でない場合（4 日目から給与 60%補償の場合とし、有給休暇使用の場合は支給しない） なお、感染者には慰労金支給はしない	5,000/10,000 円 その傷病の程度と事情により増額することがある。（後遺症も考慮する）
慰労金 （一時金）	実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降、感染状況が収束するまでの期間に当該事業所で勤務した職員 但し、新型コロナウイルス感染症見舞金支給者を除く	50,000 円
慰労金 （一時金）	上記以外の職員 但し、新型コロナウイルス感染見舞金支給者を除く	25,000 円

※患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

本附則は令和 3 年 8 月 1 日より実施する。